

ミニ DAM 運営規約

第1条 DAM世話人会認定インストラクターが実施責任者となって自主的に行う小規模のDAMコースをミニDAMと称する。

第2条 ミニDAMのスタッフ数は、DAM実践セミナーに準ずる。可能であれば、インストラクターの1名以上は、実施施設以外より招聘する。

第3条 実施責任者は、開催前に事務局に開催番号を確認する。
ミニDAM終了後、実施報告書をDAM世話人会事務局に提出する。

第4条 ミニDAMには、アルゴリズムの講義、ハンズオン、シナリオトレーニングを行う。

第5条 ハンズオンには、気管チューブイントロドューサー (gum-elastic bougie)、ラリングルマスク・ファーストラック、経気管ジェット換気、輪状甲状膜切開を必須手技とし、その他の手技は、可能な範囲で行う。

第6条 外部招聘講師に対しては、講師料を10,000円と旅費(実費と日当2,000円)を支払う。